

焼津市競争入札参加資格審査 特例申請要領（建設工事）

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱に定める合併等に係る特例申請の方法等については、以下のとおりです。

1 定義

■この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりです。

- (1) 合併 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）の規定に基づく合併
- (2) 会社分割 会社法に規定に基づく会社分割
- (3) 事業譲渡 会社法の規定に基づく事業譲渡
- (4) 法人成り 個人事業主が当該事業を法人に承継すること。
- (5) 相続等 個人事業主が、死亡又は高齢等の理由により相続人に当該事業を承継すること。
- (6) 承継者 合併における吸収合併存続会社又は新設合併設立会社、会社分割における吸収分割承継会社又は新設分割設立会社、事業譲渡における譲受会社、法人成りにおける法人、相続等における相続人
- (7) 被承継者 合併における吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社、会社分割における吸収分割会社又は新設分割会社、事業譲渡における譲渡会社、法人成り及び相続等における個人事業主

2 共通申請要件

■特例申請を行うにあたり共通する申請要件は、次のとおりです。

- (1) 承継者が被承継者から事業を承継し、特例申請をしようとする登録業種について、被承継者が入札参加資格を有していることが必要です。
- (2) 特例申請を行う承継者は、次の入札参加資格要件をすべて備えていなければなりません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
 - イ 建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
 - ウ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、総合評定値を得ていること。
 - エ 法人税（個人事業主の場合は、申告所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の適用事業所にあつては加入している事業所であること。
 - カ 焼津市が課するすべての税の滞納がないこと。
 - キ 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であること。
 - (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が、経営に実質的に関与していること。
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

- など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3 承継事由ごとの申請要件

承継事由ごとに必要な申請要件は、次の表に掲げるとおりです。

承継事由	申請要件
合併	(1) 承継者及び被承継者は、適法な合併手続きを行っていること。 (2) 被承継者は、被承継者が有するすべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。
会社分割	(1) 承継者及び被承継者は、適法な会社分割手続きを行っていること。 (2) 被承継者は、承継者に承継させた登録業種に係る建設業許可の廃業届を提出すること。
事業譲渡	(1) 承継者及び被承継者は、適法な事業譲渡手続きを行っていること。 (2) 被承継者は、承継者に承継させた登録業種に係る建設業許可の廃業届を提出すること。
法人成り	(1) 被承継者は、被承継者が有するすべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。 (2) 被承継者の代表者が、当該事業を承継させる承継者の代表者であること。 (3) 承継者は、被承継者の事業の廃止と連続して営業を開始していること。
相続等	(1) 被承継者は、被承継者が有するすべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。 (2) 承継者は、被承継者の2親等以内の親族であること。 (3) 承継者が相続等して当該事業を営むことについて、被承継者のすべての相続人が同意していること。 (4) 承継者は、被承継者の事業の廃止と連続して営業を開始していること。

4 申請期間

- 特例申請を行うことができるのは、事業承継の事実発生日から3か月以内です。受付は随時で行います。
 ■特例申請は、事業の連続性と承継者の円滑な経営を考慮して、特例として取扱うものです。制度の趣旨に反してこの申請期間を超える場合は、通常の新規登録申請をしてください。

承継事由	事実発生日
合併	合併登記を行った日
会社分割	分割登記を行った日
事業譲渡	全部譲渡で譲受会社が新たに設立された場合は設立登記を行った日。それ以外は事業譲渡を実施した日
法人成り	承継した法人の設立登記を行った日
相続等	個人事業主が死亡した場合は、当該個人事業主が死亡した日。個人事業主が高齢等により事業を継続できなくなった場合は、当該個人事業主が廃業した日

5 提出方法

- 郵便による送達又は持参
 ■提出書類はA4サイズ(原本類がA4でない場合は、A4に変倍)で作成し、番号順に重ね、クリップ留めをしてください。ファイル等の綴じ込みは不要です。

6 提出先（問合先）

〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号

焼津市総務部契約検査課契約担当

電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

7 業者区分

■申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき、次のとおり区分します。

(1) 市内業者 焼津市内に主たる営業所を有する者

(2) 市外業者 市内業者以外の者

8 共通提出書類

(1) 提出部数 1 部

(2) 提出書類（承継者のもの）

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格特例審査申請書（建設工事）	様式 8 号	○	○
2	登録希望業種表（建設工事）	様式 2 号	○	○
3	総合評定値通知書の写し	最新のもの ・「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の社会保険等の加入欄について、「有」又は「除外」の表記がされているもの（「無」の表記がされていないもの。）。※1	○	○
4	建設業許可関係書類の写し	許可証明書又は受付印のある建設業許可申請書（建設業許可関係様式第 1 号） ・吸収合併等により承継者の建設業許可業種の追加又は変更がない場合には提出不要	△	△
5	建設業許可申請書の営業所一覧表の写し	建設業許可申請書別紙二(1)又は(2) ・各営業所における許可業種がわかるもので申請日の直近のもの ・吸収合併等により承継者の建設業許可業種や営業所の追加又は変更がない場合には提出不要	△	△
6	技術職員名簿等	市内業者のみ提出すること		
	専任技術者一覧表又は専任技術者証明書の写し	建設業許可申請書別紙四又は様式第八号	○	—
	技術職員名簿の写し ※2	申請時における最新のもの	○	—
	技術職員の資格を証明する書類の写し	ア 国家資格等を証明するもの イ 監理技術者資格者証（両面の写し） ウ 実務経験証明書（実務経験の方）※3	○	—

	技術職員の雇用を証明する書類の写し	雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証等 ※2	○	—
7	使用印鑑届兼委任状	様式3号（委任期間の設定不要）	▲	▲
8	印鑑証明書（写し可）	発行日より3か月以内のもの	▲	▲
9	誓約書	様式4号	▲	▲
10	システム利用届（電子入札） ※4	焼津市電子入札運用基準第1号様式	▲	▲
11	資格審査結果通知書等の返信用封筒	・長形3号封筒に切手貼付 1枚 ・返信先を記入すること。	○	○
12	承継関係図	合併・会社分割・事業譲渡における事業承継に関係するすべての法人の関係を図示したもの（任意様式）	○	○
13	その他	必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。	△	△
適用：「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。「▲」は吸収合併又は事業譲渡において、存続会社や譲受会社が承継前に入札参加資格を有している場合には提出不要。				

【注】

※1 「社会保険等の加入」について

○承継者が社会保険等の強制適用事業所である場合は、社会保険等への加入が確認できなければ、特例申請を受け付けません。

○上記加入については、承継者の総合評定値通知書の写しより判断を行います。

○総合評定値通知書の社会保険等の欄に「無」の項目がある場合は、特例申請の対象となりません。

※2 「技術職員名簿の写し」について

○技術職員名簿に変更事項が生じている場合は、別途変更届により技術職員の資格を証明する書類の写し及び技術職員の雇用を証明する書類の写しを添付して提出してください。健康保険被保険者証（写）等を提出される際は、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」及び「QRコード」をマスキングの上、コピーしたものを提出してください。

健康保険 被保険者証	本人（被保険者） 記号	令和○年○月○日 マスキング	番号 マスキング
氏名	○○ ○○		
生年月日	平成○○年○○月○○日		
性別	○		
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日		
事業者名称	株式会社○○		QRコード マスキング
保険者番号	マスキング		

※3 「技術職員の資格を証明する書類の写しの実務経験証明書（実務経験者の方）」について

○実務経験証明書は、建設業許可申請時に使用する様式（第9号）に準拠したものとし、実務経験の内容として記載する工事は、1年に1つ以上主な経験工事を記載してください。

※4 「システム利用届（電子入札）」について

○焼津市では、建設工事に係る入札案件は基本的に電子入札で執行していますので、既に電

子入札用のＩＣカードを所有している場合は提出してください。

※５「受付の確認」について

- 申請書提出の際には、市からは、申請書類が受付されたことを証する受付票は発行しません。
- 受付確認が必要な方に対しては、以下のとおり対応します。
 - ・申請書類送達の場合は、切手を貼付した確認用はがき（返信先を記入のこと）を同封していただければ、受付印押印後、速やかに送付します。
 - ・申請書類持参の場合は、様式８号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

９ 承継事由ごとに提出する書類

承継事由	提出書類	適用
吸収合併	○合併契約書の写し ○合併後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※６ ○存続会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 ・焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書。市内業者は必須。市外業者は該当時） ※７ ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その３の３） ※８	存続会社
	○商業登記閉鎖事項全部証明書 ※６	消滅会社
	○公正取引委員会の届出受理書の写し	該当時
新設合併	○合併契約書の写し ○合併後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※６	新設会社
	○商業登記閉鎖事項全部証明書 ※６	消滅会社
	○公正取引委員会の届出受理書の写し	該当時
吸収分割	○分割契約書の写し ○吸収後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※６ ○承継会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 ・焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書。市内業者は必須。市外業者は該当時） ※７ ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その３の３） ※８	承継会社
	○分割後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※６	分割会社
新設分割	○分割計画書の写し ○設立後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※６	新設会社
	○分割後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※６	分割会社

事業譲渡	○事業譲渡契約書の写し ○事業譲渡後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※6 ○譲受会社が入札参加資格を有していない場合は次の書類 ・焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書。市内業者は必須。市外業者は該当時） ※7 ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3の3） ※8	譲受会社
	○事業譲渡後の商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ※6	譲渡会社
法人成り	○商業登記現在事項全部証明書 ※6 ○定款の写し	承継者
	○事業廃止に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」の欄に承継者が記載されていること。）	被承継者
相続等	○身分証明書（日本国籍の場合）又は住民票（外国籍の場合）並びに成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明 ※9 ※10 ○被承継者と承継者の関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本 ○承継同意書（様式9号）及び同意人の印鑑証明書 ※11 ○事業開始に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し ○焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書。市内個人事業主は必須。市外個人事業主は該当時） ※7 ○申告所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの（税務署様式その3の2） ※8	承継者
	○事業廃止に係る納税地の所轄税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し	被承継者

【注】

※6 「商業登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書」「商業登記閉鎖事項全部証明書」について

○登記処理の関係で申請時に間に合わないときは、株主総会等の議事録（持分会社の場合は総社員の同意書）の写しを提出してください。

※7 「焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書）」について

○納税証明書申請の際は、税証明書交付請求書にて焼津市役所本庁舎内の市民課又は大井川庁舎内の大井川市民サービスセンターに請求してください。その際に運転免許証などの身分を証明するものが必要です。

○焼津市が課する税について滞納繰越分も含め未納がある場合は、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと納税証明書が発行されませんのでご注意ください。

○市外業者又は市外個人事業主の方は、課税されている場合には提出してください。未納があるにも関わらず未提出であったことが確認された場合は、入札参加資格者名簿から抹消されますので、留意してください。

※8 「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について

- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書（法人の場合は、税務署様式その3の3。個人事業主の場合は、その3の2。）が発行されますので、必ず提出してください。
- 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○株式会社」等とし keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp へ電子メールを送信してください。

※9 「身分証明書（日本国籍の場合）」について

- 本籍地の市区町村が発行したものです。証明書の申請方法等については、市区町村の担当課にお問い合わせください。

※10 「成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明」について

- 全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口へ申請してください。郵送による場合は、東京法務局への申請となります。不明な点は、最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。（東京法務局 03-5213-1234）

※11 「承継同意書（様式9号）及び同意人の印鑑証明書」について

- 承継同意書（様式9号）は、個人事業主が相続人に当該事業を承継する際に、関係相続人全員からの同意を得ていただくものです。提出にあたっては、同意を得た相続人全員の印鑑証明書を一緒に添付してください。

※12 公的機関が発行する書類は、当市受付日から3か月以内に証明されたものを提出してください。

※13 提出書類の各様式について

- 提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/sanka-toroku/shikaku-koji/tokurei.html>

10 被承継者の入札参加資格の取扱い

- 特例申請を経て、承継者が入札参加資格者名簿に登録された場合は、当該承継に係る登録業種についての被承継者の入札参加資格は、入札参加資格者名簿から抹消されます。

11 入札参加資格者名簿への登録日（入札参加資格の効力の発生日）

- 入札参加資格審査の決裁日の翌日です（概ね申請書の受理日から10日間程度）。

12 入札参加資格の有効期間と更新申請の手続きについて【重要】

- 焼津市では、入札参加資格審査申請については「更新制」を採用しています。
- 更新制は、入札参加資格者の「決算日」を基準にして一定の有効期間を与えるものです。つまり、入札参加資格者ごとに有効期限日が異なります。この有効期限が到来する日の10日前までに所定の更新申請を行うことで、入札参加資格が更新されます。
- 新規登録申請（特例申請を含む）又は更新申請の際に提出する財務諸表の基準となった決算日の属する月の翌月から起算して1年7カ月目が有効期限となります。
- 「焼津市競争入札参加資格審査 更新申請要領（建設工事）」及び「入札参加資格の更新申請 Q & A」を必ず参照してください。

13 承継者の入札参加資格の取扱いについて

- 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱第7条第1項に規定する格付を行う場合は、本特例申請認定の際に、同条第2項の規定により承継者に対してその結果を通知します。

別表

登録業種	登録に必要な 建設業許可業種	業種事例
土木一式	土木工事業	溝渠・造成・擁壁・堤防・下水道管渠・盛土・橋梁下部（コンクリート）P C、コンクリート橋梁・屋外運動施設（グラウンド・テニスコート等）
建築一式	建築工事業	S R C造・R C造・S造・木造・プレハブ
大工	大工工事業	
左官	左官工事業	
とび・土工・コンクリート	とび・土工工事業	解体・ネットフェンス・防球ネット・法面処理・交通安全施設（標識・ガードレール）・建築基礎
石	石工事業	
屋根	屋根工事業	
電気	電気工事業	構内電気設備・屋外照明設備・発電設備・送配電線、引込線・受変電設備・信号設備
管	管工事業	給排水衛生設備・空気調和設備・冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・屋内水道配管・浄化槽工事・厨房設備・ダクト工事・ガス配管・医療ガス
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業	
鋼構造物	鋼構造物工事業	鉄骨工事・鋼橋上部・鉄塔・屋外広告等・水門等門扉
鉄筋	鉄筋工事業	
舗装	舗装工事業	
しゅんせつ	しゅんせつ工事業	水路浚渫委託・管路調査委託を含む
板金	板金工事業	
ガラス	ガラス工事業	
塗装	塗装工事業	建物塗装・鋼構造物塗装・看板製作・路面表示
防水	防水工事業	アスファルト防水・シーリング防水・塗膜防水・シート防水・注入防水・F R P防水・塗布防水・モルタル防水
内装仕上	内装仕上工事業	カーペット・たたみ・ふすま・カーテン・ブラインド・床仕上げ・パーティション・クロス張り
機械器具設置	機械器具設置工事業	運搬機器・内燃力発電設備・集塵機器・給排気機器・揚配水機器・舞台装置・除塵機・ボイラー・下水処理プラント・その他プラント
熱絶縁	熱絶縁工事業	
電気通信	電気通信工事業	電気通信設備・テレビ電波障害防除・放送機器設備・データ通信設備・情報制御設備（計装装置）
造園	造園工事業	樹木管理委託を含む
さく井	さく井工事業	
建具	建具工事業	自動ドア取付・シャッター取付・襖・木製建具・金属製建具
水道施設	水道施設工事業	取水施設・浄水施設・導水施設・送水施設・配水施設・貯水施設・配水、送水、導水管布設工事
消防設備	消防設備工事業	屋内消火栓、スプリンクラー・消火設備・火災報知設備・避

		難機具・非常警報設備
清掃施設	清掃施設工事業	ごみ処理施設・し尿処理施設
解体	解体工事業	工作物解体